

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 11 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長

令和 6 年度以降の診断基準等及び臨床調査個人票の取扱いについて（周知依頼）

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく医療費助成の対象疾病の診断基準及び重症度分類（以下「診断基準等」という。）については、最新の研究成果等を踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日よりアップデートされた基準を適用しております。

今般、別添のとおり、一部の疾患において、診断基準等のアップデートの改正の前後で対象者の支給認定範囲が狭まる可能性がある旨、自治体より指摘がありましたため、令和 6 年度中においては、該当する疾患について、改正後の臨個票・診断基準等で不認定とされた場合でも、改正前の診断基準等で要件を満たす場合には認定として取り扱うよう、自治体に依頼しております。

難病指定医及び協力難病指定医として対応いただく医師に対しても同様に、臨個票の作成にあたり、上記が想定される場合には改正前の診断基準等もご確認いただくなど、臨床調査個人票の作成にあたっての取扱いについて周知いただけるよう、御配慮方よろしくお願いいたします。

また、自治体から医療機関へ照会等が行われる可能性もございますので、こちらについても御対応よろしくお願いいたします。